

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年4月20日午後1時30分から令和3年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第5号	金ヶ崎農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第4回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 お諮りいたします。
金ケ崎農業振興地域整備計画の変更について町長から意見を求められましたので、これを日程に追加し、議案第5号 金ケ崎農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを追加日程第1として、議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、追加日程第1、議案第5号を議題とすることに決定しました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には17番佐藤浩幸委員、18番及川和芳委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございません

か。

——なしの声あり——

議長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議長 日程第6、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 第8番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

局長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第8番委員 番号1番の案件について、8番松本隆委員より報告願います。

8番 松本です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。4月14日午前に、永岡地区の小野まり子委員、小嶋教三委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請人の[]さんが現住宅が手狭になったことに伴い、自己住宅を建築するため、自己所有の畑を転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業費については、金融機関からの借入により実施することを確認しております。また、事業計画では、十分な転圧を行い土砂の流出を防ぐ計画であり、隣接地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議長 局長 ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 局長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 局長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 局長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長 局長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 第15番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

局長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第15番委員 番号1番及び2番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。

15番 山路です。番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をいたします。4月15日午前に、南方地区の佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地8区画を造成するため、農地所有者の[]さん及び[]さんから、田を

売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。現地は、西側と南側は農地と隣接しておりますが、境に擁壁を設置するほか、北側と東側に水路を新たに設置し、雨水等を受ける計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

つづいて番号3番の案件について、13番及川宏和委員より報告願います。

第 1 3 番 委 員

13番 及川です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。4月15日午後に、街地区の高橋重貴委員、田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]さんが、駐車場及び住居からの通路として利用するため、農地所有者の[]さんから畑を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は六原駅から東に300メートル以内に位置することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。現地は、東側は畑、西側は田と隣接しておりますが、農地と接する箇所は砕石を敷き、浸透により雨水等の流出を防ぐ計画であり、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

——なしの声あり——

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長

——なしの声あり——

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事 務 局 長
議 長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、所有権移転番号2番及び3番の案件について、13番及川宏

和委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

これより、所有権移転番号 2 及び 3 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。所有権移転番号 2 番及び 3 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

13 番 及川宏和委員の入席を許します。

13 番 及川宏和委員、案件については、原案のとおり決定しました。

議長 長 続いて、利用権設定番号 6 番及び 7 番の案件について、5 番高橋重貴委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

議長 長 これより、利用権設定番号 6 番及び 7 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号 6 番及び 7 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5 番 高橋重貴委員の入席を許します。

5 番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。

議長 長 それでは、議案第 3 号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 日程第 9、議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 追加日程第1、議案第5号 金ケ崎農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局長朗読説明】
長 ここで、農林課担当職員が本会議に出席しておりますので、農林課職員から説明を求めることにご異議ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、農林課職員から説明を求めます。
農林課職員 長 【別添資料に基づいて農林課職員朗読説明】
長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第14番委員 14番 小嶋です。事業計画概要書についてですが、現状は休耕している田ということでしょうか。また、そこに家を建て、後継者が農業をしていく計画ですが、手続きはどうなるのでしょうか。
- 事務局 その通りです。今回はあくまでも、金ケ崎農業振興地域整備計画の変更内容について農業委員会の意見を求めるものです。しかし、申請地の田は農業振興地域内に該当しているの、そこから除外するという事も併せて了承をいただくものです。その後、事業計画者の佐藤さんが農地転用を申請する予定ですので、農業委員会で通常通り審議していただければと思います。
- 第17番委員 17番 佐藤です。寺下地区が農業振興地域になるのは、どのように進んでいくのでしょうか。
- 事務局 農林課職員から説明があった寺下地区の用途地域から農業振興地域へ、また、横道地区の農業振興地域から用途地域へという話は、現在はまだ構想段階です。今回の整備計画には入っておりませんが、そこを見据えて作成をしております。現在変更中の都市計画と農業振興地域整備計画の両方がまとまってから、農業委員会や関係機関の意見を聞いて進めていく予定です。
- 第7番委員 7番 高橋です。整備計画書4ページの農用地には牧草地も含まれているのですか。また農業用施設の具体的な場所や設置計画があれば教えていただきたいです。11ページでは認定農業者の目標規模や目標年間所得を記載していますが、目標値が高いのではないのでしょうか。
- 事務局 牧草地も農用地に含んでいます。農業用施設用地の面積は今まで農業用施設用地へ用途変更をしてきた面積の積み上げですので、これからの計画の数値ではありません。用途変更は町に申請をいただければ、あまり時間をかけずに行えるものです。
また、認定農業者を増やしていくことは確かに担い手の高齢化もあり難しいところですが、圃場整備や、農地中間管理事業を活用しながら農地集積を進めていきたいと思っております。所得要件は確かに高い目標ですが、認定農業者には経営改善計画を出してもらい認定する制度な

ので、そこを目指して頑張る農業者を町で応援していきたいと考えています。

第 1 1 番 委 員

11 番 小坂です。防風林の整備は今回の計画に含まれているのでしょうか。また、保安林に位置付けられているので簡単に伐採はできないと思いますが、伐採したいときはどのように手続きを行えばよいのですか。

事 務 局

森林は農地ではないので、今回の農業振興地域整備計画には含まれていません。森林整備計画がありますので、具体的な内容があれば、農林課の林務担当職員へ相談していただきたいと思います。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号 金ヶ崎農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、ただいま出された意見を付して町長に回答することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は、出された意見を付して金ヶ崎町長に回答することに決定しました。

議 長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和 3 年第 4 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 50 分